



金 沢 市 公 報

第 2 8 5 7 号 の 3

平成28年(2016年)2月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	<p>●教育委員会告示</p> <p>○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課) 2</p> <p>●選挙管理委員会告示</p> <p>○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会) 2</p> <p>●公営企業管理規程</p> <p>○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 3</p>
<p>●規 則</p> <p>○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 1</p> <p>●告 示</p> <p>○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課) 1</p> <p>○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所) 2</p> <p>○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課) 2</p>		

規 則

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第1号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第二消防団の表戸板分団の項中「二ツ屋町」を「二ツ屋町 鞍月1丁目(鞍月分団及び大徳分団の区域を除く。) 鞍月東1丁目(鞍月分団の区域を除く。) 西都1丁目(鞍月分団の区域を除く。) 西都2丁目(大徳分団の区域を除く。) 藤江北1丁目(大徳分団の区域を除く。)」に改め、同表金沢市第三消防団の表鞍月分団の項中「南新保町」を「南新保町 鞍月1丁目(戸板分団及び大徳分団の区域を除く。) 鞍月2丁目(大徳分団の区域を除く。) 鞍月3丁目 鞍月4丁目 鞍月5丁目 鞍月東1丁目(戸板分団の区域を除く。) 鞍月東2丁目 西都1丁目(戸板分団の区域を除く。)」に、「戸水町」を「大友1丁目 大友2丁目 大友3丁目 戸水町 戸水1丁目 戸水2丁目」に改め、同表大徳分団の項中「藤江北1丁目」を「藤江北1丁目(戸板分団の区域を除く。)」に、「無量寺5丁目」を「無量寺5丁目 鞍月1丁目(戸板分団及び鞍月分団の区域を除く。) 鞍月2丁目(鞍月分団の区域を除く。) 西都2丁目(戸板分団の区域を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、平成28年2月13日から施行する。

告 示

●金沢市告示第40号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成28年2月13日から効力を有するものとします。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

表浅野川地区の項中「並びに湊2丁目及び湊3丁目の各一部」を削り、同表鞍月地区の項中「鞍月4丁目、鞍月5丁目、鞍月東2丁目、大友1丁目及び大友2丁目の全部並びに」を削り、「湊3丁目」の次に「、湊4丁目」を、「鞍月3丁目」の次に「、鞍月4丁目、鞍月5丁目」を加え、「西都1丁目、西都2丁目」を「鞍月東2丁目、大友1丁目、大友2丁目、大友3丁目」に、「各一部」を「全部」に改め、同表戸板地区の項中「駅西本町4丁目」の次に「、駅西本町5丁目、駅西本町6丁目」を加え、「及び戸板西2丁目」を「、戸板西2丁目、西念町、西都1丁目及び西都2丁目」に改め、「、西念町」を削り、「、駅西本町6丁目、大豆田本町、鞍月1丁目、鞍月2丁目、鞍月東1丁目、西都1丁目、西都2丁目及び藤江北1丁目」を「及び大豆田本町」に改め、同表大徳地区の項中「、駅西本町6丁目」を削り、「藤江南3丁目」の次に「、藤江北1丁目」を加え、「、藤江北4丁目及び湊4丁目」を「及び藤江北4丁目」に改め、「、鞍月1丁目、鞍月2丁目、鞍月3丁目、西都2丁目、藤江北1丁目、戸水1丁目及び戸水2丁目」を削り、同表川北地区の項中「及び湊1丁目の全部並びに湊2丁目の一部」を「、湊1丁目及び湊2丁目の全部」に改める。

●金沢市告示第41号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成28年2月13日から効力を有するものとします。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「大友2丁目」を「大友2丁目 大友3丁目」に改める。

●金沢市告示第42号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成28年2月13日から効力を有するものとします。

平成28年2月12日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

448	大友西公園	金沢市大友町2街区1番地先	平成26年 6月2日			を
448	大友西公園	金沢市大友3丁目31番	平成26年 6月2日	平成28年 2月13日		に

改める。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区）の一部を次のように改正し、平成28年2月13日から効力を有するものとします。

平成28年2月12日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表鞍月小学校の項中「大友2丁目」の次に「、大友3丁目」を加える。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成28年2月13日から効力

を有するものとします。

平成28年2月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第40投票区の項中「大友2丁目」の次に「大友3丁目」を加える。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年2月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「大友2丁目」を「大友2丁目 大友3丁目」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「大友2丁目」を「大友2丁目 大友3丁目」に改める。

附 則

この規程は、平成28年2月13日から施行する。

◎正 誤

○平成22年6月30日付け金沢市公報号外第14号の2

頁	箇所
7	下から8行目

誤	
不 適 合 通 知 証	

正	
不 適 合 通 知 書	

○平成27年3月31日付け金沢市公報号外第9号の4

頁	箇所
1	下から15行目

誤	
金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。	

正	
金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。 第11条(見出しを含む。)中「監査事務局長」を削る。 第14条中「選挙管理委員会」の次に「及び監査事務局」を加える。	

平成28年(2016年)2月12日 印刷
平成28年(2016年)2月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄